

○明治十七年九月十七日
任内務三等官 內務四等技師正七位
村地 水郎
濱口 正治
河村 幸雄

時事新報

佛清事件ハ歐洲ノ政治論ニ關係アリ

今日ノ佛清戰爭ハ其當局者タル支那國ニ取リテ未嘗有ノ大
事件タルハ申ス迄モナク我日本國ノ如キモ一衣帶水ヲ隔テ
其海陸戰爭ノ硝煙ヲ望ム可キノ地位ニ立テハ百事ノ關係
貴重緊急ナルヲ外ニ比類ナカレバ可シ故ニ佛清ノ戰爭ハ東洋
ノ一大事件タルヲ疑フナシト雖モ我輩ヲ以テ之ヲ見レバ此事
件タルハ唯東洋ノ利害ヲ動カスノミナラズ兼テ又歐洲政治
上ノ問題ニ關係スルモノナリ今其次第如何ト云フニ從來歐
洲ノ政治論ニ共和、立君ノ二派アリテ議論紛々今ニ底止ス
ル所ナク共和政治ヲ贊成スルモノハ其莫大自由ナルヲ稱シ
立君政治ニ左袒スルモノハ之ヲ評テ活潑敢爲ナリト云ヒ
各其所長ニ誇リト雖モ歐洲一般ノ人民ハ從來共和政府ノ運
動ヲ鑑ミテ立君ノ政ニ比較シテ弱カニ疑成スル所ナキニ
非ズ北米合衆國ノ共和政治ハ一種特別ノ事情ニテ一種特別
ノ形ヲ成シタルモノナレハ今姑ク之ヲ棄テ置キ更ニ歐洲諸
國中ニテ共和政治ノ鼻祖ト稱ス可キモノヲ求ムルニ佛國
ノ右ニ出ルモノナカラン然ルモ其共和政治ハ古來常ニ不首
尾ニシテ佛國一ニ共和政治ニ變シレハ之ヲ立君政治ノ日
ニ比シテ其國光漸ク曇リ其武威モ亦屈シテ國ノ名聞頓ニ寂
々然タルノ痕跡アルモノ、如シ前古ノ事ハ姑ク擱キ唯十九
世紀ノ事實ニ就テ之ヲ徵スルモ千八百三年ニ「ナポレオン」
第一世南面シテ帝ト稱シテヨリ蒼生一視シテ群雀ノ寂然タ
ル如ク歐洲諸國屏息シテ敢テ之ヲ仰視スルモノナキノ勢
リシガ同十五年「ナポレオン」一敗ニテ帝業忽チ墜蹟シ
去リ尋テ「ルイ」十八世父祖ノ餘蔭ヲ以テ佛王ノ位ニ登リタ
レモ暫時ニシテ其位ニ崩レ未タ幾バシナラズニテ佛國ハ共
和政治ノ體裁ヲ成シタルガ其政治ノ持續スル間ハ古來歐洲
中ノ依國タルモノ似ズ其名聲頓ニ沈ンテ功業ノ以テ記憶ス
可キモノナシ其後千八百五十三年「ナポレオン」第三世ノ帝
位ニ登リヤ翌年英國ト聯合シテ進シテ土耳其ノ後援ヲ爲シ
強國ノ餘ヲ「クリミア」ノ半島ニ挫キシテ始メテ餘勢忽
チ歐洲ノ列國ヲ凌キ天下ノ美譽精工ヲ集メテ之ヲ世に坐ノ府
城ニ致シ歐洲中ノ耳目ヲ皆引キテ注カシメタル
其有様ハ佛國人民ノ肝ニ銘シテ今も忘却スル能ハザル所ナ
リシ其後「ナポレオン」第三世、普魯西ト戰ヒ「セダン」ノ一
敗地ニ墜レテ英國ノ諸客ト爲リタルハ「グレゴキ」ノ「フレ
ンチ」ノ「ガンベツ」ノ徒ハ其機ニ乘リテ共和政治ヲ回復シ
爾後十餘年赫々ノ功モナクシテ以テ近來ニ至リタルガ現任
宰相「フニエー」氏ガ昨年二月内閣ヲ組織シテヨリ安南遠征
ノ師ヲ興シテ東京地方ノ蘆實ヲ試シ事斷ク故城ヲ生シテ本

年六月ニハ郵務事件ナルモノヲ惹キ起シ尋テ上海ノ議判破

獲ト爲リ又獨龍州ノ砲臺ト爲リ以テ今日ニ至リテ佛
國最初ノ目的ハ漸次ニ事ヲ爲スニ在リテ蘆ノ蘆葉ヲ食フガ
如ク次第ニ其侵略ヲ成就シ所謂蘆實ノ策ヲ用キントシタル
ニ支那政府ノ腰骨案外ニ強ク今ハ斷然佛國ト相抗争セント
スルノ勢ナレバ蘆實ノ策ハ既ニ破レ大ニ之ヲ鯨存スルカ或
ハ閉口亦面シテ其手ヲ収メザルヲ得ズ然リト雖モ佛國ハ斯
ル場合ニ際會シテ今更手ヲ引ク譯ニモ行カネバ唯銳意決心
シテ此場合ニ處セザル可ラズ現ニ本月十四日上海ヨリノ電
報ニ佛國政府ハ水師提督「クレベ」氏ニ向テ清國何レノ地
ヲ開ハズ隨處ニ攻撃占據スルヲ訓令シ傳ヘテリト云ヘ
ハ軍費ノ積カシメ、兵力ノ及バン限リハ大ニ交戦スルノ
見込ナル可シ斯クテ佛軍ノ向テ所前ナク百戰百勝一舉ニテ
支那ノ急所ヲ取リ押シ城下ノ盟誓刻ニ成リテ其軍費ヲ償フ
ノ外ニ更ニ土地玉帛ヲ要取シ佛軍ノ凱歌東洋ニ響キ三色旗
ノ軍艦首ヲ並ベテ馬耳塞及「ツロ」ノ港口ニ凱旋シ
タラバ從來歐洲ノ人民ガ徒ニ佛國ノ歴史ヲ鑑ミ共和政治ハ
緩慢ニテ敢爲ノ機轉ニ乏シキモノナリ、武威ヲ損シテ赫
々ノ功ヲ欲クシモノナリ、種々ノ懸斷ヲ回ラシメモ眼前
ノ偉業ヲ目撃シテ共和政治ノ威徳ニ驚キ扱コソ從來ノ懸斷
ハ果シテ眞ノ懸斷ナリト共和萬歳ノ聲ト共ニ佛國政府
「アルプス」山ノ麓ヲ保テ其影響ハ各國ニ波及シテ歐洲人ハ
共和政治ト云ヘル思想ナニ變シ其政治ニ一層ノ尊敬ヲ加フ
ルナラン然リト雖モ戰ハ危事ナリ其勝敗ハ常ナラズ支那
政府ニシテ斷然其志ヲ決シ野ヲ清メ堅固ウシテ局部ノ小
敗ヲ顧ミズ老虎脚ヲ深ク負フノ策略ニ出デテラバ佛軍強
ナリト雖モ主客勢ヲ異ニシ勢逸モ亦同シカラザルガ故ニ徒
ニ時日ヲ遷延シ本國ニテハ軍費ノ重疊スルヲ以テ在野ノ反
對黨ハ不平ヲ唱ヘテ其攻撃ノ鋒ヲ現内閣ニ集メ内閣モ亦之
レニ耐ユル能ハザルニ至リ佛國人民ノ豫期ニ背キテ東洋ノ
經路中道ニテ蹉跎タリト云フガ如キナリトモ云フ可ク
果シテ然ラシムニ佛國現内閣ノ交渉ハ申ス迄モナク其共
和政治ノ命運モ危ク從來共和ノ弱點ニ注目シタル政論家ハ
果シテ然リ、共和政治ハ以テ偉大ノ業ヲ成スニ足ラズトテ
頓ニ政論ノ趣ヲ變シ共和政治ニ對シテ從來ノ尊敬信用モ大
ニ其度ヲ減スルニ至ラン故ニ今回ノ佛清戰爭ハ唯東洋ノ利
害ニ關スルモノニ非ズシテ其一勝一敗ハ歐洲一般ノ思想ヲ
變シ政治上根柢ノ問題ヲ抑揚スルニ足ル可キト信スルナリ

電報

○九月八日龍動發 ナイル河の水再び落ち汽船は激流を通
過するに能はせ
○九月六日龍動發 ナイル河の水再び落ち汽船は激流を通
過するに能はせ
○九月六日龍動發 ナイル河の水再び落ち汽船は激流を通
過するに能はせ
○ノースブルック公ハ埃及ニ赴ク途中中瀛國外務卿カノキ
ハ優ト懇話を爲したり

佛清事件

○龍動より電報 昨日の紙上ニ佛國之到直止を得ざるの味
は臨まざれば敢て安らぎ宣戦せざる見込なる由を記せしが
今又去る十五日龍動發の電報を得て愈前報の確實なるを知
る其文は曰ク
佛國ハ公然之ヲ明言スル事ヲ肯シセザレ共佛清兩國ノ間
ニ戰爭アルコトヲ否メ
○封港の風説 清國の防務官が上海の入口なる吳淞口の遠
路を封塞せんとする事之先日より數々記載せしが上海の或
新聞に天津の通信なりと掲げたる中ニ清國政府は佛國の
軍艦が他國の國旗を掲げて諸港に侵入する杯の事修らん事
を慮り近頃悉く沿海の諸港を封鎖して一切外國の船舶を近
付けざるべしとの評議あり然れ共此處置は外國殊に英國の
商業を妨害せる事大なるを以テ英公使バックス氏の第一に
之ニ不同意なる由を見たり
○福建軍務官 左宗棠が福建總督に命せられ福建船政大臣
何如璋が北京に歸るとを命せられたる由九月九日北京發の
電報に據て去る十一日の紙上に掲げしが尙同九日發見の上
海申報を見るに清廷ハ九月七日上海を發して左宗棠を欽
差大臣督辦福建軍務と爲し程國善、楊昌濬を幫辦大臣と爲
し張佩綸を會辦大臣と爲し船政大臣何如璋を購京せしむと
布告しりと云ふ
○廣東攻撃の風説 本月五日發見の香港ブリー、テレグ
ラフ新聞に曰ク佛軍が烈しく廣東を攻撃しりととの風説、
本日當地より傳へ來る蓋し運漕船ナイン號が昨夜深夜
ニ至り媽祖より當港へ來着せしは因るとならん同船員ハ乘
組の兵士三千人ありとの事ありしが斯くの多人數ハ決して
藏せ得べきに非ず必也僅少あるべしと思はる又同船はクル
ベ一提督へは援軍を搭載し來らんが爲め西貢に向て進びな
らんとの説はれと孰れも道路の險峻にて固より信を置くべ
きにはらず併し兎も角廣東河後面の水路を封鎖したるは
(昨日の佛清事件欄内廣東香港の守備と題する項を參考せ
べし)右ナイア號が不意に當港ニ顯はれたるは因るものな
らん云々
○露國の保護を謝絶 先頃の紙上ニ露國が佛國と結約し
て佛清戰爭の際在清の佛國人を保護せる爲め特に軍艦三艘
を支那の近海に差廻しりととのことを記せしが今又近頃發見
の上海新聞を見れば清國の總理衙門にては此事を聞きて直
ち北京駐在の露國公使に照會し在清佛人の財産等を總て
敵邦より自ら保護致せしに付敢て貴國の御手を煩はすに
及ばず何卒此旨を電報にて貴國に外務省に御達せりとし
云々と甲送りたる由
○總理衙門大臣免職の顛末 目下佛清交戦の折折本月五日
六名の支那總理衙門大臣が突然その職を免せられ同時目
下關戰中債金を拂ふと云ふ付上書せる者は何人ともは是嚴刑
に處すべしと云ふ上諭ありたる次第は取敢へず電報の儘去る

八日の本紙上ニ
書以上諭文を傳
りたる六大臣と
周家樞 吳廷
七月十二日(十
奏ニ太常寺少
ガ私ニ函致シ
務衙門大臣ニ
リ、茲ニ奏稱
商辦等ノ語(一
ふあるべし)
々措詞未ダ當
ヲ依テ請ヒ錫
福崑崙、許
桓ハ均ク該衙
ハ從前事ヲ辦
該大臣等ヲ
シテ重責ヲ干
右の上諭文ニ據
を決したる折柄
道を送りて何か
氏ニ計カレ依テ
らひを爲したる
都合九名の大
てて斯く之を
毎度詳情を致さ
議を持しとる大
十五日に至り又
とて其上諭文
察せらる
七月十五日(十
ノ署名日ニ敗
責ハ軍機閣發
ルニ在ル等ノ
循ニテ振作
閣閣陳莊誠
致降調セシメ
ヲリ積習ノ餘
修願スルア
人ヲ專責スル
ニ於テ實心實
解アルヲ得ズ
ノ、中國ハ屬
現在報局已ニ
アラハ即チ刑
門大臣ハ中外